

東浦町まちづくり部建築施設課建築係宛て

東浦町空家等の適切な管理に関する条例（案）に対する意見

住 所 (法人その他の団体の場 合は所在地)	
氏 名 (法人その他の団体の場 合は法人名又は団体名)	

意見

--

- 1 住所、氏名、意見をご記入のうえ、郵送（必着）、FAX、または直接、建築施設課へ提出してください。
- 2 東浦町内に住所を有しない方で、東浦町内の会社・学校に通勤・通学をしている方は、住所の欄にその所在地及び名称を記載してください。

(提出及び問合せ先)

〒470-2192 東浦町大字緒川字政所 20 番地

東浦町まちづくり部建築施設課建築係

電話 0562-83-3111(内線 264)

FAX 0562-84-6422